令和8年
12月1日
施行

迷惑防止条例（第10条）が改正されます！

（大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例）



改正のポイント

紛失防止タグ※等による位置情報無承諾取得等が規制対象になります。

※　持ち物に付けておくと、なくした時にスマホ等で探せる機器

改正前

GPS機器等による
位置情報無承諾取得等が
規制対象



改正後

GPS機器等に加え
紛失防止タグ等による
位置情報無承諾取得等も
規制対象に！



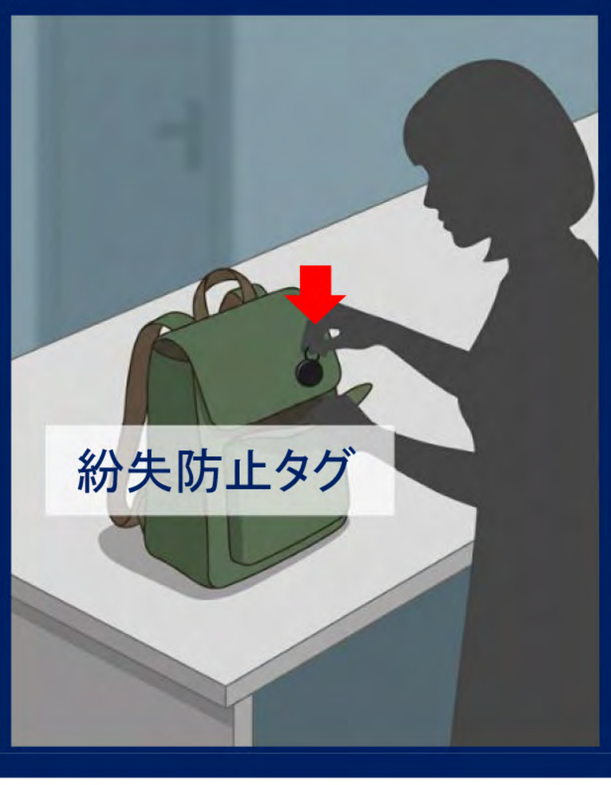
こんな行為は違法です！

紛失防止タグ等を承諾なく
こんな風に使うと・・・

①　紛失防止タグ等による位置情報取得



②　持ち物に入れる



③　取付けた物を渡す



④　自動車等に取付け





例えば、ご高齢の方やお子さまの安全を確認する等の正当な理由・目的で紛失防止タグを使用することは規制対象となりません。

つきまとい等の被害相談は

110番又は最寄りの警察署へ

大阪府警察